

何でもいいから混乱しがち 効率的に進める 「消費税」の 端数処理

消費税の端数処理の方法は、法律では定められていないため、取引先と判断が異なることもある。基本的なルールを押さえておこう。

税理士
黒川 明

税額の計算に関する経過措置の取扱いについて」より抜粋)

つまり、消費税の端数処理は、「切上げ」「切下げ」「四捨五入」のいずれの方法を選んでもかまわないのです。

なぜなら、原則的な方法で消費税を計算する場合、最終的に確定申告で収める消費税額は、年間売上げ（税込価格）の累計額をもとに税率を掛け、千円未満の端数は「切捨て」で計算するからです。

膨大な数の取引になれば、端数といつても金額が大きくなるので話は別ですが、日常的に支払ったり預かったりした消費税の端数が生じても、その処理方法にあまり気をつかう必要はありません。

確定申告の際、申告消費税は表1のように計算しますが、注意していただきたいことがあります。

原則的な方法では、消費税の課税標準額は、課税資産の譲渡等の税込価格の累計額で計算するため、個々の仕訳に消費税額の誤りがあっても、会計上の消費税に差額に出るだけで、納付消費税額には影響しません。

しかし、消費税の価格表示（税抜・税込）の変更に伴う経過措置

として、当面は、消費税額等の累計額を基礎として、課税標準額に対する消費税額を計算する方法も認められています。これを適用する場合は、個々の仕訳で消費税額が誤っていると、納付消費税額に影響することになります。

さらに、支払消費税に関しても、取引先等がどのような端数処理方法をとっているかにかかわらず、請求書や領収書（レシートその他）に記載された、本体価格、消費税額で処理してもかまいません。①原則的方法では、税込金額をもとに計算されるからです。

消費税の端数処理（切上げ、切下げ、四捨五入）は、どの方法を選ぶかによって、金額差（有利・不利）が生じることがあります。ミスなくスムーズに処理するためにも、あらためて基本的なルールを押さえておきましょう。

●法律上の基本ルール

商品やサービスの対価に消費税を上乗せして税込金額を決定する場合の端数処理について、消費税法自体に規定は一切ありません。

次のように、法令解釈通達に記載されているだけです。

（総額表示の具体的な表示方法）

……税込価格の設定を行う場合において、1円未満の端数が生じるときは、当該端数を四捨五入、切捨てまたは切上げのいずれの方法により処理しても差し支えなく、また、当該端数処理を行わず、円未満の端数を表示する場合であっても、税込価格が表示されていれば、総額表示の義務付けに反するものではないことに留意する。（法令解釈通達「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の取扱い及び課税標準額に対する消費

図表1 申告消費税の原則的な計算方法（国税部分）

①課税標準額

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切捨て)} = \text{課税資産の譲渡等の税込価格の合計額} \times \frac{100}{108}$$

②消費税額

$$\text{課税標準額に対する消費税額} = \text{[1]で算出した課税標準額 (1,000円未満切捨て)} \times 6.3\%$$

*経過措置を適用する場合の計算方法

消費税額等の累計額を基礎として、課税標準額に対する消費税額を計算する（消費税法施行規則附則2）

●計算方法による違い

決まったルールがないとはいえず、どの方法で端数処理するかによって、有利・不利は発生します。

図表2を見ていただくと、「切上げ」「四捨五入」のほうが、取引先から預かった消費税より納付する消費税のほうが少なくなるため、有利なように思えます。

たしかに、消費税については預かり分が多ければ、納付上は得することになります。法人税では損益の対象になります。

一方、小売店等の日常的な取引は多品種・多価格なので、基本的には有利と思われるが、これも

一概には言えません。

では、どの方法で統一するのが実務上は、効果的でしょうか。

先に記載したように、消費税は原則的として、税込金額の累計額に税率を掛けて計算します。

個々の取引で、「切上げ」「四捨五入」により、税込金額が1円増えれば、申告消費税の計算では、1円分が増額になりますが、仕入消費税との兼ね合いもあり、やはり、「切上げ」「四捨五入」で処理できれば、問題ないでしょう。

どの方法でも、それほど大きな差はないため、結局、ほとんどの会社では「切下げ」で処理しています。

図表2 端数処理の方法による違い

	切り捨て	切り上げ	四捨五入
本体	120	120	120
消費税8%	9	10	10
税込単価	129	130	130
この商品を小売りで個々に1000個販売したとします。単純化するために単品の複数回売上、仕入なしで試算します。			
預かった消費税	9000	10000	10000
税込売上高	129000	130000	130000
課税標準額	119444 119000	120370 120000	120370 120000
消費税(国税分)	7497 7400	7560 7500	7560 7500
消費税(地方分)	1996 1900	2023 2000	2023 2000
消費税計	9300	9500	9500
預かった消費税と申告消費税との差額の損	-300	+500	+500

図表3 消費税差額が出た場合の仕訳

【決算で仮払消費税、仮受消費税を整理した場合】

借方	貸方
仮受消費税 1,300	仮払消費税 1,100
	未払消費税 190
	雑収 10

【1,000 円の商品を販売した場合】

A 伝票		借方	貸方
現金	1,080	売上高	1,080
		内消費税	(100)
B 仕訳		借方	貸方
現金	1,080	売上高	980
		仮受消費税	100

●こんな場合はどうする？

①取引先と処理方法が異なる場合
消費税が最初に導入された当時は、端数処理の方法について企業間で取り決めをすることもありませんでしたが、制度が定着したいまは、確認することはなくなりました。

取引先と自社で端数処理の方法が異なつたとしても、原則的方法で消費税を計算する場合、税込金額の累計額を基礎にするため、とくに意識する必要はありません。

②税抜会計で消費税差額が出る場合
決算で「仮払消費税」「仮受消費税」の整理をした場合、図表3

のような仕訳を起こすと思います。

この場合、雑収(消費税差額)が多額に出ることがあります。

通常、課税売上割合95%以上で年商数千円万の会社でも、雑収は数百円です。もし多額に出る場合、消費税額の計算に誤りがなければ、会計処理の個々の仕訳に誤りがあることとなります。

仮に、1000円の商品を販売した場合、Aのように会計処理した伝票は、会計システムの仕訳ではBのようになります。

申告消費税額は、原則的方法では、税込金額の累計額によって計算されますので影響されません。本来1000円で計上されるべき売上が980円で計上されて、差額20円が雑収に加算されることとなります。これだけで、当期純利益には影響しないでしょう。

ただし、損益項目の場合は影響がなくとも、資産購入の場合等は損益に影響しますので、ご注意ください。

* * *

来年秋に予定されている税率10%引上げまでは、消費税の端数処理の事務負担は続きます。自社の方針を確認し、手間のかからない方法を選びましょう。■

くろかわ あきら 1978年北海道生まれ。2008年黒川税理士事務所開設。創業支援や資金調達に強く年間100件以上の創業支援を行なっている。URL <http://www.kurotaw.jp>